

障害者総合支援法関連の留意事項等 報酬改定及び留意事項等(居宅系、GH、相談支援)

I 制度改正等について

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

2

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

3

身体拘束等の適正化（運営基準・減算の施行スケジュール）

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行。

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～	
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務		義務	
	・訪問系	規定なし				
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・入所、居住系 ・通所系		努力義務			義務
	・訪問系					
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系					
	・訪問系					
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・入所、居住系 ・通所系					
	・訪問系					

4

(※) : 運営基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）

身体拘束をしない支援の検討

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

（身体拘束等の禁止）

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

1 やむを得ず身体拘束をするときの三要件

切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命・身体・権利が**危険にさらされる可能性が著しく高い**

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に**代替する方法がない**

一時性

身体拘束その他の**行動制限が一時的である**

2 組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつ行うのか（身体拘束を行うことの評価と検証）

3 本人・家族に対して具体的に説明

本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る（どのような拘束を行うのかをできるだけ具体的に説明）

4 支援記録の記載と頻回な経過観察

身体拘束を行った時は、支援記録等にその都度記載する（頻回な経過観察 ※例えば、精神保健福祉法では1時間1回）

- ①車椅子やベッド等に縛り付ける ②手指の機能の制限のためにミトン型手袋を付ける ③行動制限のためにつなぎ服を着せる
④利用者を押さえつける ⑤落ち着かせるために向精神薬を過剰服薬させる ⑥鍵のかかった居室等に隔離する

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- ◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
- ◎ **補助金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとの福祉・介護職員（常勤換算）に対して必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 福祉・介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約414億円）。

- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
 - ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から交付金を毎月分交付
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

障害福祉サービス事業所等

- ① 申請（処遇改善計画書等を提出）
※令和3年度中に賃上げ実施が条件（申請前に用紙提出）
- ② 交付決定。交付金の交付（補助率10/10）
- ③ 賃金改善期間後、報告（処遇改善実績報告書を提出）
※要件を満たさない場合は、交付金返還

都道府県

処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

新加算（介護職員等ベースアップ等支援加算）

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅲ）
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

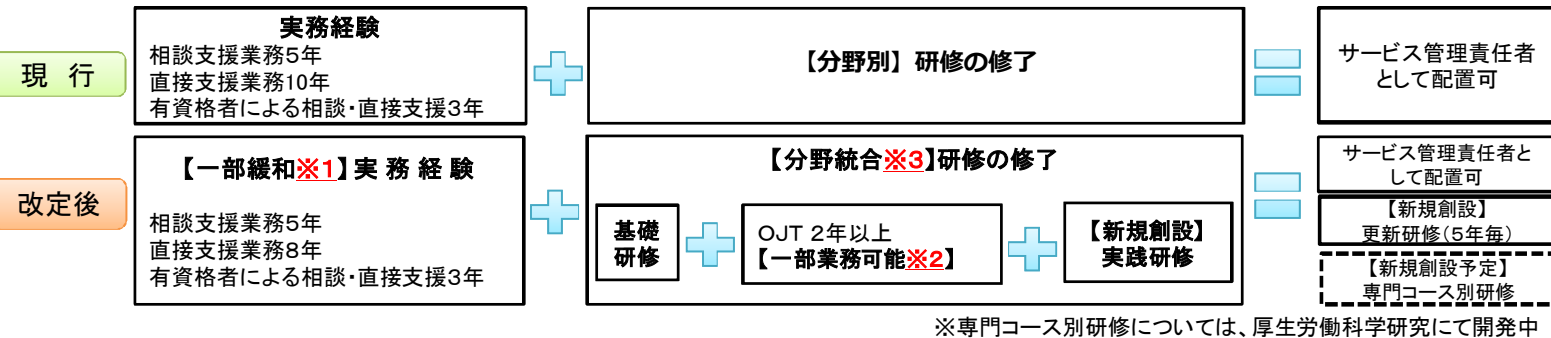
- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

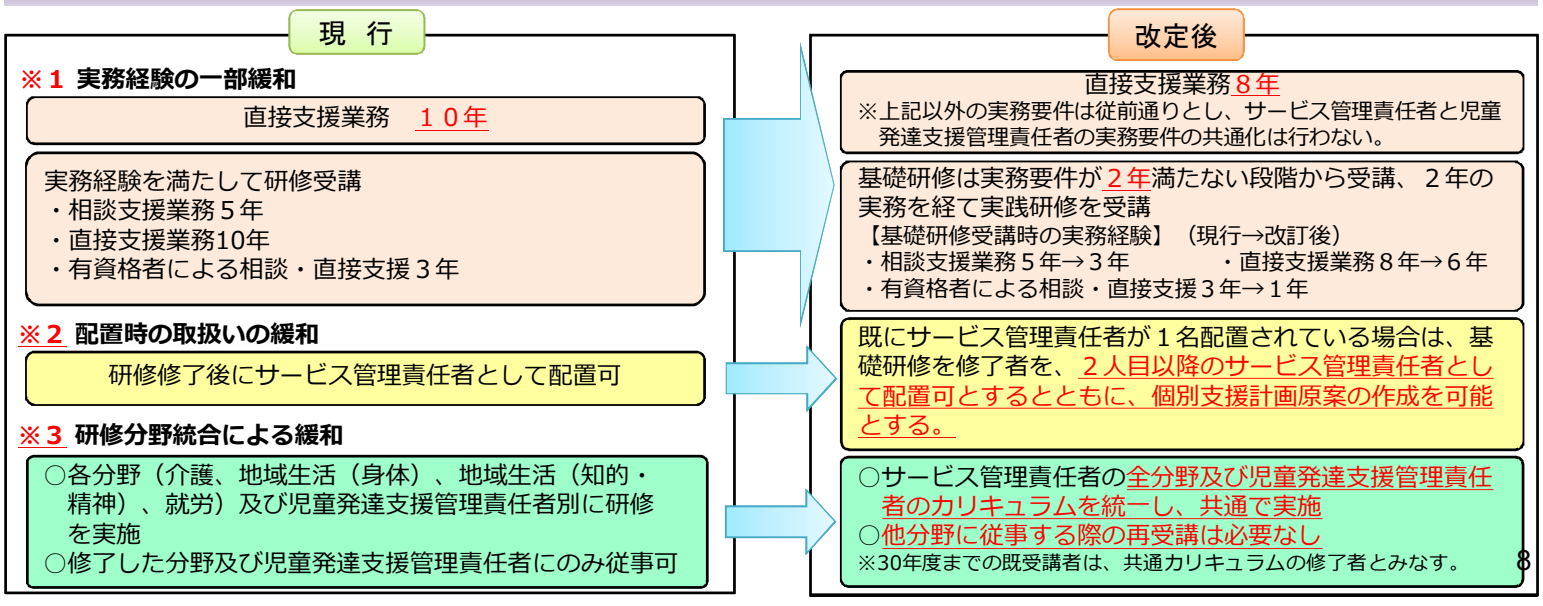
<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

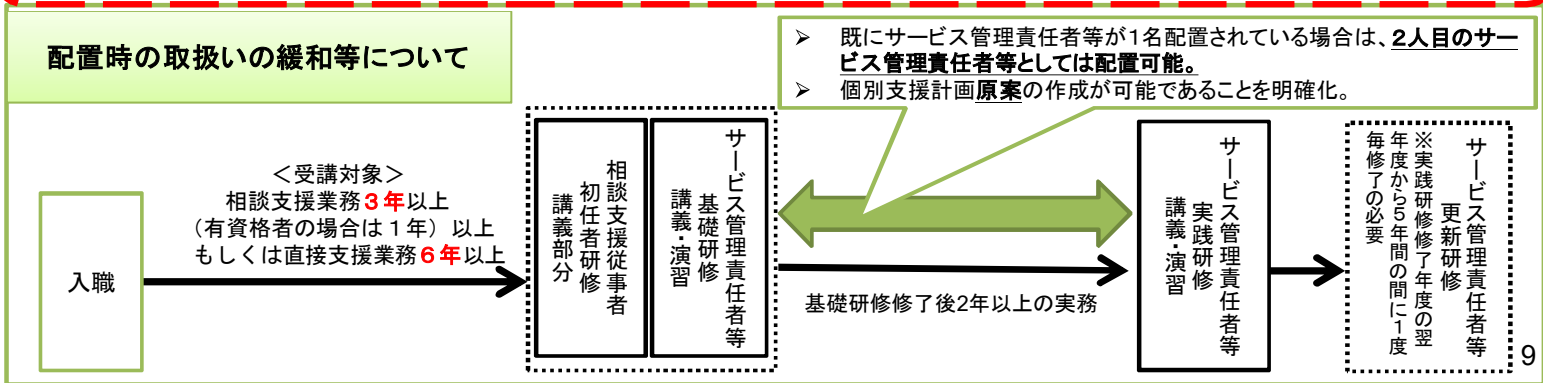
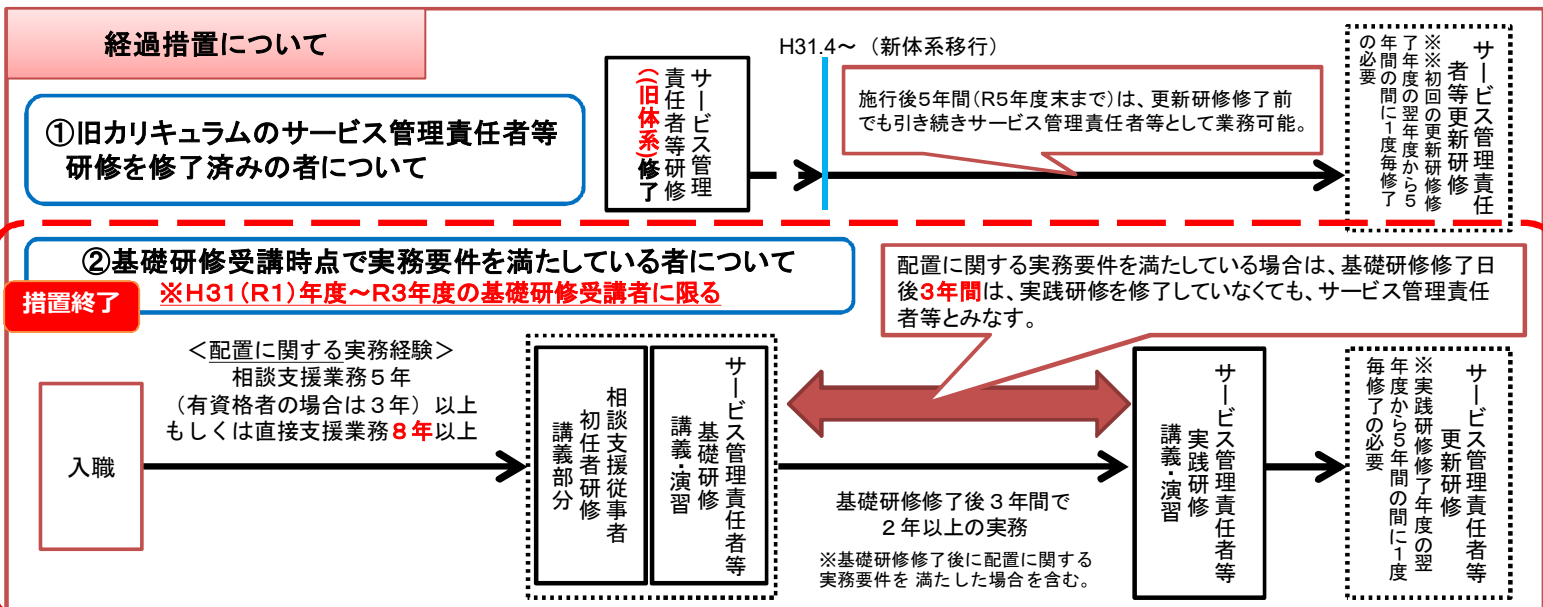
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



見直し内容の詳細 (R1. 4~)

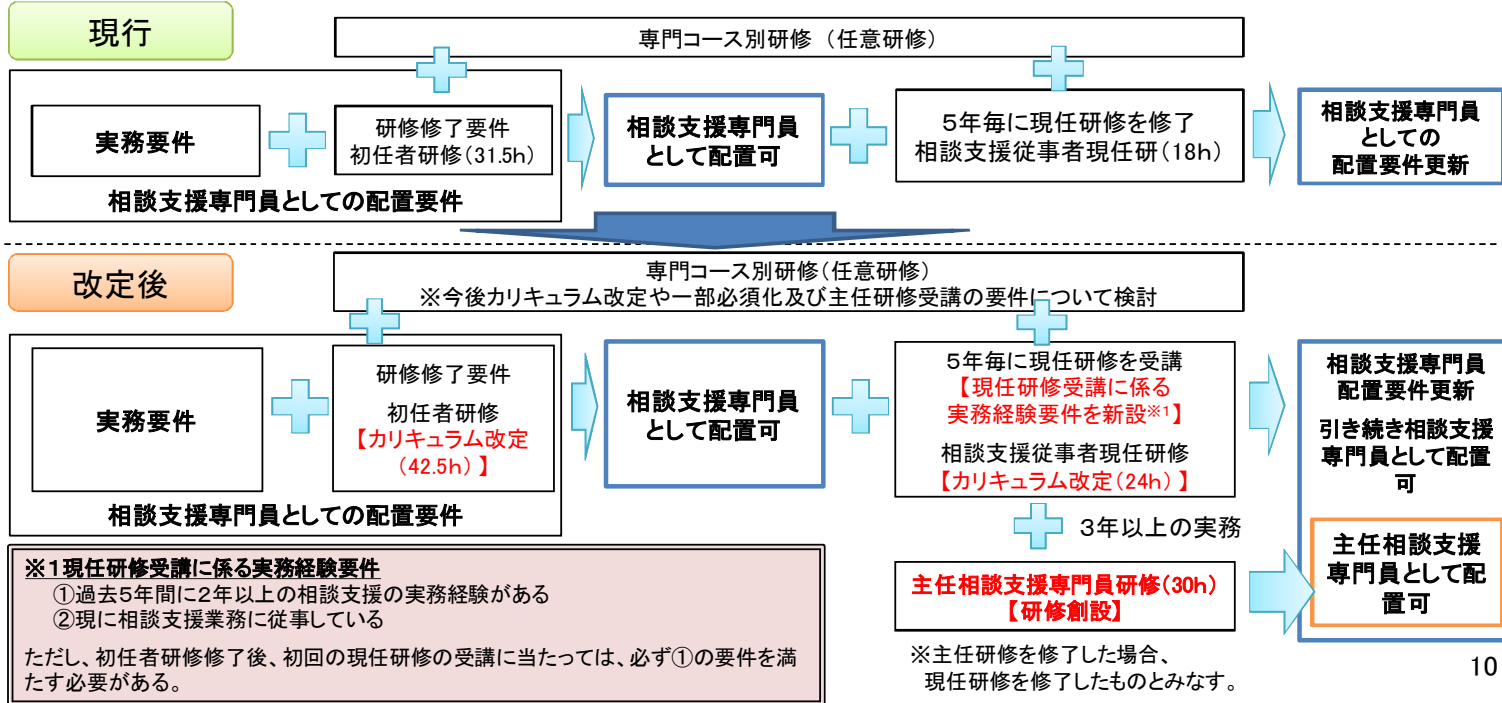


サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等



相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の更新時は従前の例による。←令和元年度までに初任者研修、現任研修、主任研修を修了し、修了日の翌年度から起算して5年目の年度末までに初めて現任研修を受講する場合は、注1の①②の要件を満たしていなくても受講対象者とみなす。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

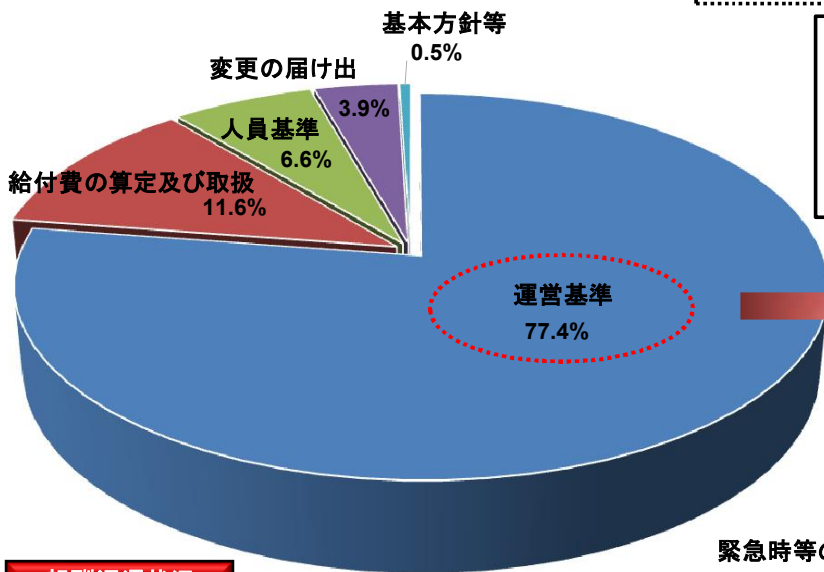


II 運営上の留意事項について

令和元年度実地指導における是正改善項目（居宅系）

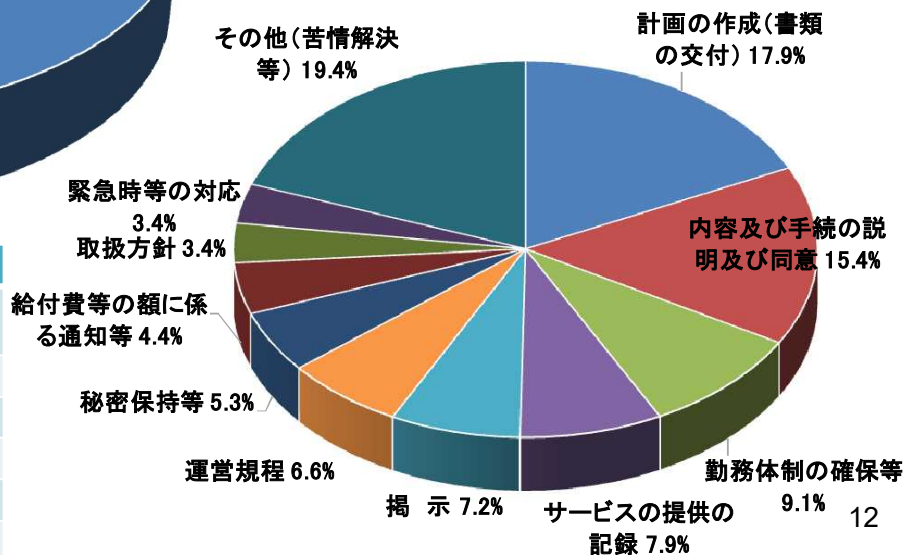
＜是正改善項目＞

居宅系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援



- 「是正改善項目」について、「運営基準」によるものが77.4%で最も多く、次いで「給付費の算定及び取扱」（11.6%）、「人員基準」（6.6%）。
- 運営基準の是正内容について、「計画の作成（書類の交付）」、「内容及び手続の説明及び同意」、「勤務体制の確保等」、「サービスの提供の記録」で全体の半数を占めている。

＜運営基準の内容＞



報酬返還状況

区分	令和元年度	平成30年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	1,790千円	533千円
短期入所	1,093千円	1,079千円
自立生活援助	0千円	0千円
共同生活援助	6,984千円	889千円
一般相談支援	0千円	0千円
居宅系計	9,867千円	2,501千円

指導監査における主な指摘事項（令和元年度）①

種別	指摘事項
運営に関する基準	〔居宅介護・重度訪問介護〕
	○ 法定代理受領により市から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し介護給付費の額を通知すること。
	○ 重度訪問介護計画を作成した際には利用者に交付すること。
	○ 福祉・介護処遇改善計画書は、全ての福祉・介護職員に周知したうえで届け出ること。
	○ サービスを提供した際は、支援の提供日、サービスの具体的内容を、支援の都度、記録すること。
	○ 居宅介護計画・重度訪問介護計画に基づかない支援は、原則、報酬の対象外であることに留意すること。
	○ 月ごとの勤務表を前月末までに作成し日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別を明確にすること。
	○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、重要事項を掲示すること。
	○ 重要事項説明書と契約書及び運営規程の記載内容が相違しているのを、全面的に見直すこと。
	○ 居宅介護計画は、計画の始期までに同意を得ること。
	○ サービス提供実績記録表のサービス提供時間と請求時間等、必要な事項は必ず記載すること。
	○ 利用者への介護給付費の額に関する通知を行うこと。
	○ サービスを提供するときは、居宅介護の内容、契約支給量その他事項を市町に遅滞なく報告すること。
	〔短期入所〕
	○ 勤務表は、勤務する全職員を記載するとともに、職種、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にして作成すること。
	○ やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項について、詳細に記録すること。
	○ 利用者への介護給付費の額に関する通知を行うこと。
	○ 利用契約書において記録の保存期間を5年とすること。
	○ 給食業務委託契約の履行を確認できるよう書面を整えること。
	○ 食費の金額について、重要事項説明書と運営規程で異なる金額設定となっているため改めること。

指導監査における主な指摘事項（令和元年度）②

種別	指 摘 事 項
運営に関する基準	<p>〔共同生活援助〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「その他の日常生活費」を徴収する場合には、その内訳を明らかにして利用者に説明を行い同意を得ること。また対象となる便宜及びその額は運営規程に定めること。 ○ 服薬管理や金銭管理の支援内容を具体的に記載すること。 ○ 生活支援員等の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にした勤務表を作成すること。 ○ 重要事項説明書と契約書及び運営規程の記載内容が相違しているので、全面的に見直すこと。 ○ 個別支援計画が、6か月以上見直しが行われていないので、計画の見直しを行うこと。 ○ 個別支援計画策定にかかるサービス担当者会議の記録を保管すること。 ○ 法定代理受領により訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し額を通知すること。 ○ 1ユニットに男女が共同生活する状況に対応した具体的な処遇マニュアルを整理すること。 ○ サービス管理責任者は、基準に定めた手続に従って、共同生活援助計画を作成すること。 ○ ヒヤリハットも含め、事故を把握し、対応を記録すること。 ○ 法に基づき、消防設備点検結果を消防署に報告すること。
給付費の算定に関するもの	<p>〔居宅介護・重度訪問介護〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2人の居宅介護従事者による居宅介護を提供する場合は、居宅介護計画に必要な理由等明記し、利用者の同意を得ること。 ○ 通院等介助について、病院内の待ち時間の全てを請求しないこと。 <p>〔短期入所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日中一時支援事業との重複請求があったので、改めること。 ○ 送迎事実を確認できるように、サービス提供記録に、送迎の開始・終了時間、送迎担当者、送迎先、支援開始・終了時間を記載すること。 ○ 当該事業所と他事業所との間で送迎を行った場合には、送迎加算を算定しないこと。

兵庫県ホームページ: https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw17_000000038.html

14

障害福祉サービスの適切な運営等①

項目	留意事項
令和4年度各種加算等の届出時期	<p>障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに県知事へ届出を行う必要があるが、令和4年度報酬改定（処遇改善）によるスケジュール面での影響等を考慮し、令和3年度報酬改定の際の取扱いと同様に、4月中に届出がなされた処遇改善計画書等については、4月1日に遡って算定することを可能とする取扱いとする。</p> <p>【新年度の提出期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度実績等により4月から変更が生じる加算、処遇改善加算計画書 <ul style="list-style-type: none"> ① 4月15日（金）までに提出 → 4月から算定 ② 4月28日（木）までに提出 → 4月から算定 （②の場合、データ反映は5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合あり） ○ 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合） <ul style="list-style-type: none"> ※ 4月から算定分については、既に締切済 ① 4月15日（金）までに提出 → 5月から算定 ② 5月13日（金）までに提出 → 6月から算定
県からのメールによる通知	<p>新型コロナウイルス感染症関係通知をはじめ、本県から各事業所様あてに随時通知をお送りしているところですが、漏れなく確実かつ迅速に連絡を行うため、令和3年3月から情報公表システムにおける「事業所連絡先電子メールアドレス」あてに（登録がない場合は「システムからの連絡用メールアドレス」あてに）<u>各種通知を送信させていただくこととしておりますので、ご承知おきください。</u></p>

障害福祉サービスの適切な運営等②

項目	留意事項
同行援護従業者要件の経過措置	<p>地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けている。</p> <p>また、視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、同行援護従業者養成研修の受講に努めていただきたい。</p>
行動援護	<p>○支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について</p> <p>行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。</p> <p>○従業者要件に係る経過措置について</p> <p>行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和3年3月31日までから令和6年3月31日までに延長することとしている。ただし、令和3年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。</p> <p>この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講するよう努められたい。</p>

16

業務管理体制の整備①

- 平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられた。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなる。

【業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

【業務管理体制の整備について】

事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、**事業運営の適正化を図るための体制**が整備されているかどうかを指す。具体的には、事業所等職員の**法令遵守を確保するための責任者が置かれていること**、事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「**法令遵守規程**」の整備、外部監査などによる「**業務執行の状況の監査**」が行われていることが必要とされる。

【事業者規模別届出事項】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	主たる事業所の所在地
	代表者の氏名、生年月日、住所、職名
事業所等の数が 20以上 の事業者等	「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日
事業所等の数が 20以上 の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要
事業所等の数が 100以上 の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（注1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者 （注2）業務が法令に適合することを確保するための規程

【事業所の数え方について】

- 事業所等の数は、その**指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数える**。
 - 事業所番号が同一でも、**サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数える**。
- 例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなる。

業務管理体制の整備②

【届出先】

	事業所等の区分	届出先
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 (厚生労働本省障害保健福祉部企画課監査指導室)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町
③	①及び②以外の事業者	兵庫県(県民局又は本庁) 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市

- ※ 兵庫県を届出先とする場合は、法人所在地を所管する県民局に提出。
神戸市所在の法人が複数市で事業を行う場合の届出先は県庁(障害者総合支援法分:障害福祉課 児童福祉法分:障害者支援課)。
- ※ ③について、障害者総合支援法に基づく事業を神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市の各市内のみで実施する事業者はそれぞれの市に、児童福祉法に基づく事業を神戸市内のみで実施する事業者は神戸市に提出。
- ※ 複数の市で事業を実施する事業者は兵庫県に提出。

【休止・廃止の届出時期の変更】

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わった。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなった。

【休止・廃止時の利用者へのサービス確保】

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられた。
この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

【連座制の見直し】

- 指定取り消しの理由となった不正行為に法人の組織的関与が確認された場合に、連座制が適用。
- 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加。

【指定・更新の際、連座制の及ぶサービス類型】

障害福祉サービスⅠ(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) 障害福祉サービスⅡ(生活介護(※)、短期入所)
障害福祉サービスⅢ(重度障害者等包括支援) 障害福祉サービスⅣ(共同生活援助)
障害福祉サービスⅤ(※)(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) 障害者支援施設 地域相談支援 計画相談支援
障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援 ※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

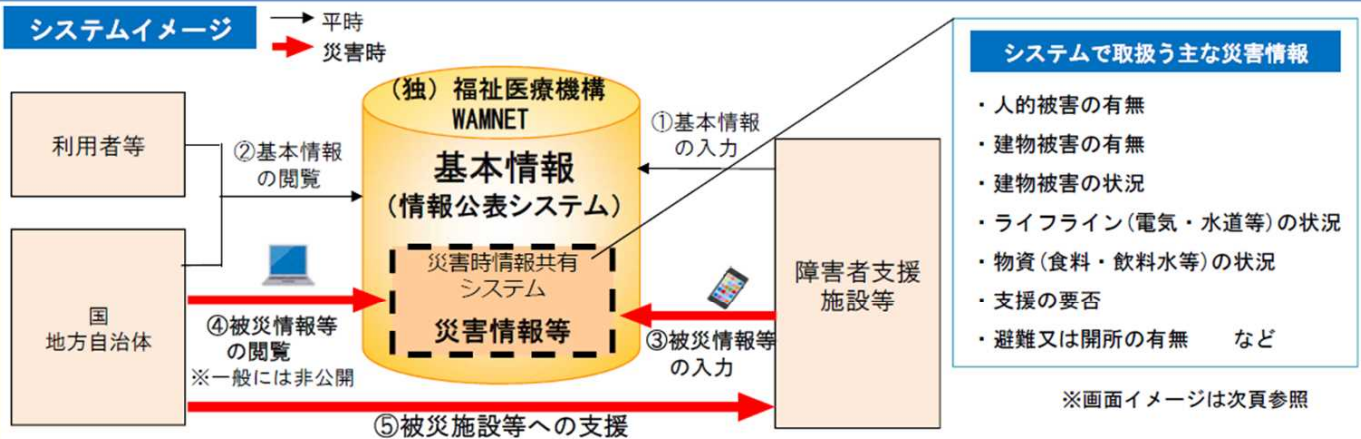
18

障害者支援施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援(停電施設への電源車の手配等)につなげるため、障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの運用を令和3年9月1日より開始した。

システムイメージ



システム化によるメリット

- 被災施設等への支援の迅速化
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
※従来自体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略され、より優先度の高い業務への従事が可能

今後の課題

令和3年12月時点の災害時情報共有システムの登録率は、都道府県・指定都市・中核市で97.8%、障害者支援施設等においては62.3%に留まっている。全ての自治体、施設が本システムに登録することで、初めて本システムの適切な活用が可能となりますので、引き続きご協力をお願いしたい。

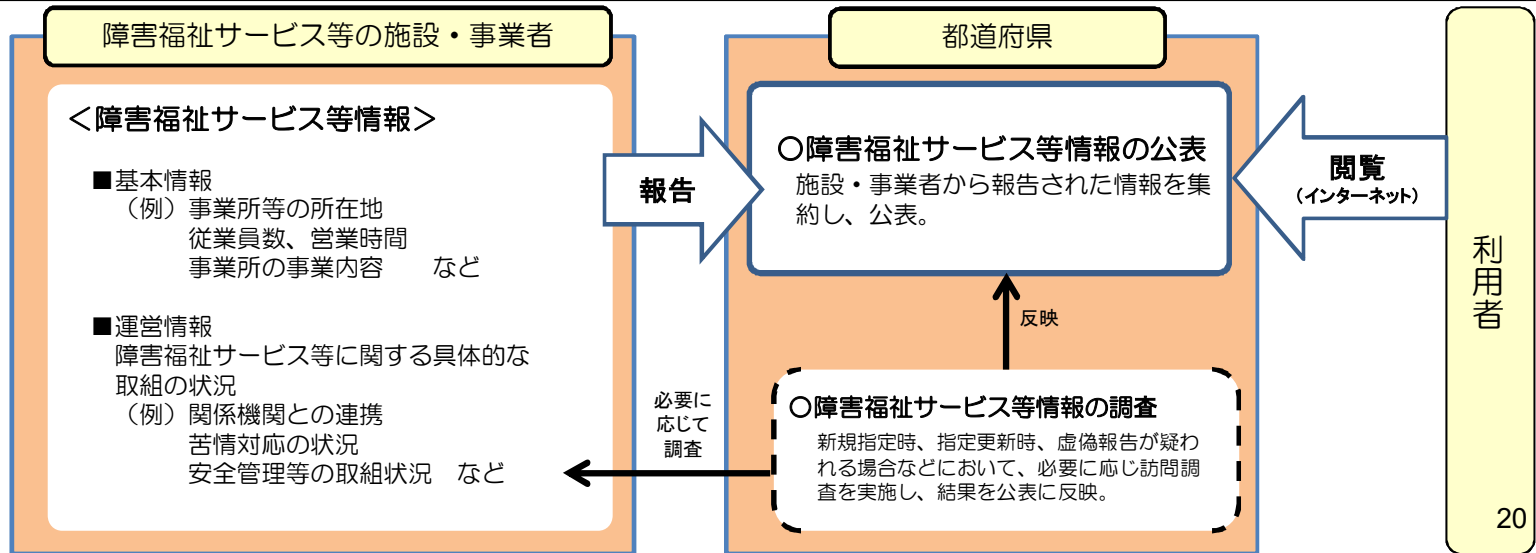
19

障害福祉サービス等の情報公表制度

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的に、平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法等において、**①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを義務づける**とともに、**②都道府県知事等が報告された内容を公表する『障害福祉サービス等情報公表制度』が創設された。**
- 平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上で「障害福祉サービス等情報検索サイト」が公表され、各事業者からの報告により、事業所情報が公表されている。
- しかしながら、未だに公表がされていない事業所情報も多くあるため、報告が済んでいない事業者におかれては、速やかにご対応いただくようお願いする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)(抄)

第七十六条の三 **指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。**



【HP画面】



【事業所詳細情報】



障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

事業者 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業者 事業所を所管する都道府県等に法人等基本情報（メールアドレス等）を報告してください。

- 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順2

- 情報公表システムより、ログインID・パスワードが登録アドレスへ通知されます。（システムからの自動配信メール）

事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

事業者 全ての情報を入力し、内容に誤りないか確認した後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 **事業者**（修正の上、再度報告します。）
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

- 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

厚生労働省資料

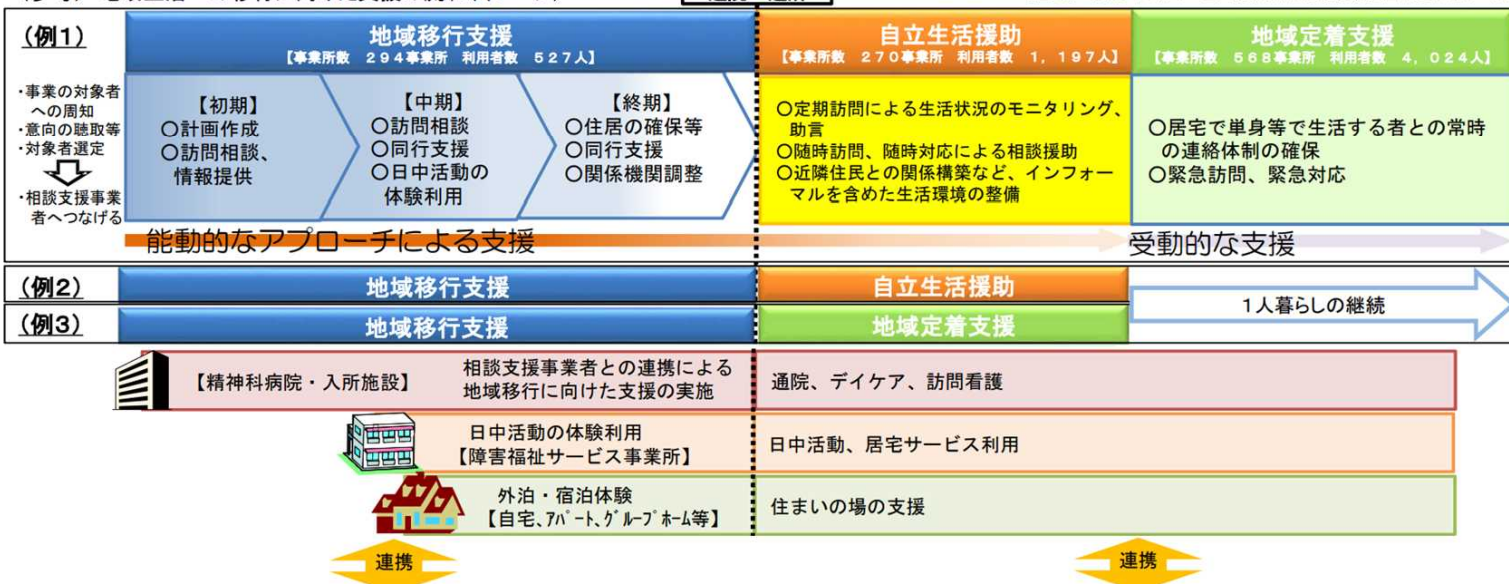
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年9月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算

(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月



【見直し後】同行支援加算

(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算

35単位/月（体制加算）

- ・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算

500単位/回（月1回を限度）

- ・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



自立生活援助と居住支援法人の連携に関する取組 (自立生活援助の研修カリキュラム・運営ガイドブック作成やモデル研修開催)

厚生労働省資料

令和2、3年度障害者総合福祉推進事業
(実施主体：PwCコンサルティング合同会社)

令和2年度

- 自立生活援助の活用推進のための従事者養成研修カリキュラムと運営ガイドブックの作成

⇒ 「自立生活援助の運営ガイドブック」を作成

自立生活援助の事業の実施の流れ、事業の運営方法、個別の支援事例のほか、住宅確保における課題や居住支援における連携の重要性等を盛り込んでいる。

HP掲載場所 <<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/independent-living-support-management-guidebook-2020-guidebook.pdf>>



令和3年度

- 自立生活援助事業者と居住支援法人の連携構築のための研修カリキュラム及びガイドブックの作成

⇒ 居住支援法人との連携構築のためのモデル研修（令和3年度3回）を開催（自立生活援助の「運営ガイドブック」も活用）

⇒ モデル研修の成果も踏まえて、連携構築のための研修カリキュラム及び効果的な連携に資するガイドブックを作成予定

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実（単位数の引き上げと加算の組み込み）

- ① 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- ② 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組み込み**
- ③ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

【令和3年改定後の段階別基本報酬単価】

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上		1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,764単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,462単位	1,672単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,622単位
機能強化なし			1,522単位
報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費	
		現行	報酬引き上げ 旧特定事業所加算の組み込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上		1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上		1,513単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,211単位	1,410単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,360単位
機能強化なし			1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする

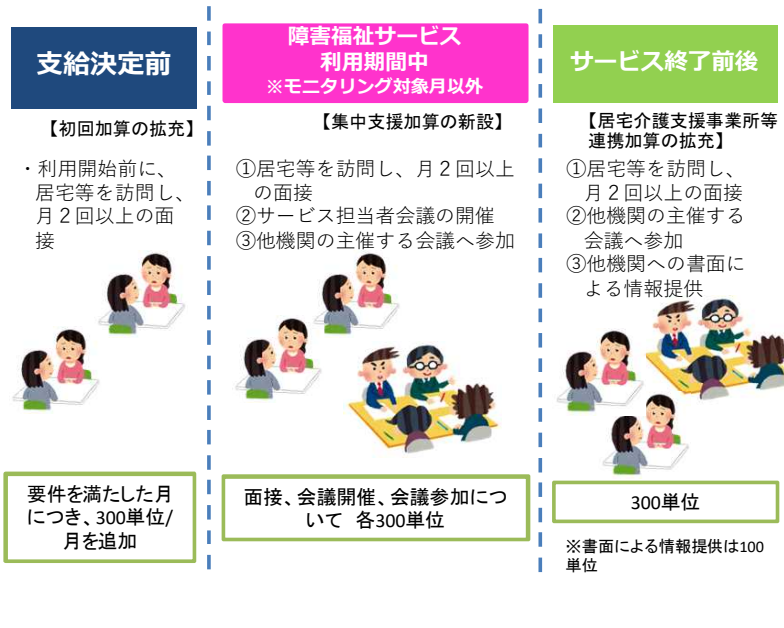
（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）



- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価（100単位）

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う



③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基進省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画）等）に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
 - ・利用者の個性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
 - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示 等

相談系サービス <計画相談支援・障害児相談支援④>

(1)基本報酬及び特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

- 令和3年3月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設。
- 機能強化型の対象となる事業所は、**市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれる。**
- 相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置する」という要件を緩和した「2人のうち1人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設定。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）） **※要件の詳細は次ページ参照**
- 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、**地域生活支援拠点等**を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことが可能。
- 人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている**従たる事業所の設置が可能。**

(2)主任相談支援専門員配置加算（計画相談支援、障害児相談支援）

- 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置している事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算。

主任相談支援専門員配置加算【新設】

100単位/月

- 本加算は、**主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割**を踏まえ、当該事業所又は当該事業所以外の指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための**研修を実施した場合**に算定可能。
- 「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。
 - ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
 - イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
 - ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施
 - エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

特定事業所加算の見直し（計画相談支援、障害児相談支援）

特定事業所加算（Ⅰ）〔(Ⅱ)に加え主任を配置〕	基本報酬に 組み込み	主任相談支援専門員配置加算として全ての報酬区分で評価
特定事業所加算（Ⅱ）		機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）
特定事業所加算（Ⅲ）		機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）
特定事業所加算（Ⅳ）		機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）
【新設】（要件を緩和した区分）		機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）

算定要件	I	II	III	IV
(1)-① 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	—	—	—
(1)-② 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	○	—	—
(1)-③ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	—	○	—
(1)-④ 専ら指定特定相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤の現任研修修了者であること。	—	—	—	○
(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。	○	○	○	○
(3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—
(4) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員（現任研修修了者）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(7) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○

県が実施する各種研修事業
（相談支援専門員・サービス管理責任者等養成研修等）

1 相談支援専門員

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
基礎研修	県独自	相談支援業務への従事を志す未経験者又は経験の浅い者に対して、初任者研修の受講に最低限必要となる相談支援専門員及び社会福祉に関する理念・倫理を理解し、面接支援に必要な基礎知識やスキルの獲得。	調整中 ※初任者研修前	調整中	調整中
初任者研修	法定	地域を基盤としたソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と地域の理解等を目的に、これから指定相談支援事業所において相談支援専門員として配置予定の者	年1回募集 〔2日（講義） +5日（演習）〕	5/9-5/31	8月～12月 （予定）
専門コース別研修	県独自	権利擁護・意思決定支援・成年後見制度、地域移行・地域定着、障害児支援等、初任者研修又は現任研修後に不足している技術を獲得。	調整中	調整中	調整中
現任研修	法定	指定相談支援事業所で相談支援専門員として相談支援業務に従事しており、一定の経験（初任者研修後、概ね3年以上）を有する者 ※初任者研修受講後、5年に1度以上、受講が必要	年2回募集 〔1日（講義） +3日（演習）〕	①4/11-4/28 ②11月頃	①6月～8月 （予定） ②2月～3月 （予定）
主任研修	法定	地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成する。 ※現任研修修了後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事している等の受講要件有	年1回募集 〔1日（講義）+ 4日（講義/演習）〕	5/6-5/31 （市町経由）	8月 （予定）
リーダー研修	県独自	現任研修受講後、相談支援業務での一定の経験のある者を対象として、現場や地域のリーダーとしてチーム運営が担える人材の養成。	調整中	調整中	調整中

県が実施する各種研修事業

(相談支援専門員・サービス管理責任者等養成研修等)

2 サービス管理責任者等

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
基礎研修	法定	指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者等として、サービス提供の基本的な考え方や個別支援計画作成能力等の獲得を目指す。	年1回募集 [3日(講義) +2日(演習)]	5/9-5/31	8月~12月 (予定)
実践研修	法定	基礎研修修了後に実務経験(2年のOJT)を経た者に、個別支援会議の運営方法やサービス提供職員への助言・指導等の人材育成に関する能力の獲得を目指す。	年1~2回募集 [2日(講義・演習)]	6月頃	8月~11月 (予定)
更新研修	法定	現にサービス管理責任者等として従事している者に対して、サービスの質の向上と人材育成に関する知識・能力の獲得を目指す。 ※実践研修受講後、5年に1度以上、受講が必要	年1回募集 [1日(講義・演習)]	11月頃	1月~3月 (予定)

3 強度行動障害支援者養成研修

研修名称	区分	研修概要等	研修日程	募集・案内	実施時期
基礎研修	法定	強度行動障害を有する者に対し、適切な支援提供に資する人材となることを目指す。	年1回募集 [1日(講義) +1日(演習)]	未定	未定
実践研修	法定	強度行動障害を有する者に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができることを目指す。	年1回募集 [2日(講義・演習)]	未定	未定

30

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症 拡大防止等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止等について①（面会への対応）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナ感染症対策本部決定）において、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等を踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されたところ。

兵庫県においても以下の対処方針を示しており、以下の厚生労働省事務連絡もご確認の上、面会等の取扱いについてご了知いただきたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（令和4年3月11日改定）（抄）

4. 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

2. 利用者

面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族のQOLを考慮することとし、具体的には地域における感染の拡大状況、面会者及び利用者の体調、検査結果等を考慮し、面会対応の検討を要請する。直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請する。

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか関係課連名事務連絡）（抄）

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

（面会）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。

（略）

32

新型コロナウイルス感染症拡大防止等について②（サービスの継続）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、障害福祉サービス事業所等が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

サービス提供に当たっては、事務連絡でお示してきた人員基準等の臨時的な取扱いを踏まえた柔軟な対応についても検討すること。

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（令和4年3月11日改定）（抄）

4. 社会福祉施設 (1) 高齢者施設、障害者施設等

1. 職員

高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」（令和3年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（抄）

一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能であること等の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等においてお示している。

なお、この取扱いにおいては、

・ 今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業した場合であっても、休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすること

・ 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅等のできる限りの支援の両方を適宜組み合わせる実施すること等についても可能としている。

33

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。
- ※ 3年の経過措置期間を設ける

令和3年度にBCP（業務継続計画）策定研修を実施
※ 令和4年度も実施予定（調整中）

3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

34

新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設を支援します！

- ※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める障害福祉サービス事業所・施設等（以下「事業所等」）の皆様に向けて、県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）等に基づく支援を行っています。
- ※ 多様な支援メニューがありますので、以下のとおり一覧にまとめました。**是非活用を御検討ください。**



1 感染予防の取組等への支援

項目・対象等	支援内容	照会先
1 衛生資材の確保支援 （県が購入等したものを配布する仕組みです。） 【支援対象】各施設・事業所等 【配布時期】随時 （政令・中核市所管を除く）	<input type="checkbox"/> 随時、県が購入もしくは国から配布された衛生資材等を配布します。 ※ アルコール消毒液は、国の優先確保スキームの活用による購入を随時メールにてご案内しています。	サービス種別により異なる
2 社会福祉施設への退院受入支援 【支援対象】入所施設等（障害児者入所施設、共同生活援助、短期入所等） 【申請時期】決定次第お知らせ （政令・中核市含む）	<input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症患者の退院にあたり、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れを支援します。</u> ①期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日（予定） ②内容 1名受入れあたり10万円（定額：10千円×原則10日間） ※まん延防止等重点措置実施期間中は30万円	兵庫県障害福祉課 （連絡先）078-341-7711 【GH・短期入所】（内線）2966 【上記以外の入所施設等】 （内線）3012
3 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口の設置等	<input type="checkbox"/> 施設・事業所での感染対策について、不安や疑問点について気軽に問合せができるよう、兵庫県看護協会の相談窓口を設置しています。 ※ 相談対応時間は、月～金（祝日・年末年始を除く）の10:00～16:00となっています。 <input type="checkbox"/> 感染防止対策の更なる徹底が図れるよう、兵庫県看護協会の協力を得て、動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染症対策」（約58分）を作成しましたので、所内研修等でご活用ください。 動画URL： https://hyogo-ch.jp/video/1389/	公益社団法人兵庫県看護協会 （連絡先） 090-1029-1741

2 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
4 クラスタ発生施設等に対する衛生資材の提供 【募集対象】入所施設等 【申請時期】随時 (政令・中核市所管を除く)	<input type="checkbox"/> クラスタが発生した入所施設等において、自施設等での備蓄分衛生資材で賅えない場合に、県が備蓄している衛生資材(マスク、手袋、ガウン、ゴーグル 等)を提供します。	サービス種別により異なる
5 感染者が発生した場合の職員確保支援 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時 (政令・中核市含む)	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合には、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。 <input type="checkbox"/> 派遣に必要な経費については、下記6の障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業で補助するとともに、協力スキームにより応援施設に対して応援職員1人あたり13,000円/日の協力金を支給します。	サービス種別により異なる
6 障害福祉サービス事業者に対するサービス継続支援事業 【支援対象】感染者が発生した事業所等 【申請時期】決定次第お知らせ (政令・中核市所管を除く)	<input type="checkbox"/> 感染者が発生した、若しくは濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業者等が、サービスを継続して提供するために必要なかかりまし経費等を補助します。 ※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額:施設入所支援(101.3万円/施設)、生活介護(63.1万円/事業所)等	サービス種別により異なる
7 支援が必要な感染障害児者に対するフォローアップ体制強化 【募集対象】訪問 【申請時期】随時 (政令・中核市含む)	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスに感染した障害児者が自宅待機中に在宅で障害福祉サービスを必要とする場合に必要なサービスの確保を支援します。 ①障害福祉サービス事業所等を利用している感染障害児者への対応 既利用事業所等によるサービスの継続や代替サービスの実施が容易となるよう、利用者への訪問日数に応じて、当該事業所等に協力金を支給する。 協力金単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円 ②障害福祉サービス事業所等を利用していない感染障害児者への対応 障害福祉サービスが必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町で保健職や介護職等でチームを編成して必要なサービスを提供。 活動費単価(1日あたり) 訪問系:76千円、相談系:36千円、訪問看護:52千円	兵庫県障害福祉課 障害政策班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)2966

36

項目	支援内容	照会先
8 感染者が発生した場合の初動体制確保支援 【対象施設】入所 【申請時期】随時(政令・中核市含む)	<input type="checkbox"/> 県看護協会と連携し、入所施設で感染者等が発生した場合に、当該施設の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。	兵庫県看護協会 (連絡先) 090-1029-1741 078-341-0190(代)
9 新型コロナに関する差別・誹謗中傷等に関する弁護士相談 【対象施設】入所 【申請時期】随時(政令・中核市含む)	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関連する差別的扱いや誹謗中傷等の人権問題について、弁護士による無料電話相談(面談は要予約)窓口を開設します。 【実施期間】令和4年1月20日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日) 【実施曜日・時間】毎週木曜日15時～17時	兵庫県人権啓発協会 (連絡先) 078-891-7877

3 PCR等検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
10 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施 【募集対象】入所等 【申請時期】随時 (政令・中核市所在を除く)	<input type="checkbox"/> 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。	詳細は各地域の保健所に照会ください。
11 新規入所(入居)予定者や新規採用予定職員に対するPCR等検査 【支援対象】入所(入居)(短期入所含む) 【申請時期】随時 (政令・中核市所在を除く)	<input type="checkbox"/> 希望する入所施設等を対象として、新規に就職する職員や新規の入所・入居者(短期入所の利用者も含まれます。)に対するPCR等検査を実施します。	兵庫県感染症対策課感染症班 (連絡先) 078-341-7711(内線)3286 兵庫県障害福祉課障害政策班 (内線)2966
12 障害者支援施設等の従事者に対するPCR等検査 【支援対象】入所(入居) 【申請時期】随時 (政令・中核市所在を除く)	<input type="checkbox"/> 入所施設等において感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、その従事者に対する検査を集中的に実施します。	兵庫県障害福祉課障害政策班 (連絡先) 078-341-7711 (内線)2966

～ 兵庫県内の障害福祉サービス事業所・施設等の皆様へ ～

□ 感染者が発生した場合の協力施設等を募集しています！



※ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています(詳細:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/singatakorona.html#kyouryokutaisei> 参照)。

支援項目	県の支援内容
□ 衛生資材の供給	□ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材(手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等)を供給します。
□ 旅費の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費(交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等)を負担します。
□ 損害保険料の負担	□ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
□ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担	□ 協力施設等が応援職員を派遣するに当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します。
□ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等	□ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します(※)。 □ 宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

～ 事業の照会先がサービス種別により異なるものの問い合わせ先 ～



連絡先	対象施設種別
兵庫県障害福祉課 (連絡先) shougaika@pref.hyogo.lg.jp	<u>GH・短期入所・訪問系サービス</u>
兵庫県ユニバーサル推進課 (連絡先) universal@pref.hyogo.lg.jp	<u>入所施設及び通所サービス</u>